

第52回「道路橋点検士技術研修会」のご案内

(一財) 橋梁調査会

(一財) 橋梁調査会では、令和4年度末までに68回の橋梁点検技術研修会と50回の道路橋点検士技術研修会を開催し、基本知識問題及び現地実習問題の試験に合格した15,798名の点検技術研修会修了者を養成しています。また、平成26年度に「道路橋点検士」、平成27年度に「道路橋点検士補」の資格制度を創設し、令和5年1月末までに道路橋点検士8,456名、道路橋点検士補1,315名を認定しました。これらの技術者は、国及び地方公共団体における道路橋の点検業務で活躍しています。

今後、高度経済成長期に集中的に建設された道路橋が急速に老朽化し、それに伴い損傷も急速に進展していくものと考えられており、従来にも増して橋梁点検技術者が必要とされています。道路橋点検の実務に積極的に携わろうとする意欲的な技術者の当研修会への参加をお待ちしています。

記

I. 研修会の概要

1. 目的

「橋梁定期点検要領」(平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課)を理解して、道路橋の損傷状況を把握し、その結果を記録することのできる橋梁点検技術者の養成を目的とします。

2. 日時

2023年5月22日(月)12時30分～5月24日(水)16時10分(3日間)

(受付は初日11時30分からとなります)

3. 会場

すみだリバーサイドホール(墨田区役所庁舎に隣接)

住 所 : 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

最 寄 駅 : 東京メトロ銀座線「浅草駅」、都営地下鉄浅草線「浅草駅」又は「本所吾妻橋駅」、東武スカイツリーライン・伊勢崎線「浅草駅」下車。いずれも徒歩10分以内。

4. 現地実習会場

草加高架橋(埼玉県草加市) 最寄駅: 東武スカイツリーライン「谷塚駅」徒歩15分

5. 講義内容

別紙「研修会プログラム」参照

6. 受講資格 (必読)

道路橋点検士技術研修会を受講するためには、橋梁工学に関する基礎的知識を有している必要があるため、表-1に示すように、学歴に応じて所定の年数の橋梁に関する技術的な実務経験を有していることが必要です。ただし、表-2に示す資格を保有している場合は、橋梁に関する技術的な実務経験は不要です。

表-1 学歴に応じた橋梁に関する技術的な実務経験年数

学 歴	橋梁に関する技術的な実務経験年数	
1. 大学院・大学	指定学科修了・卒業	実務経験3年以上
2. 高等専門学校(専攻科)	指定学科以外を修了・卒業	実務経験5年以上
3. 短期大学(専門学校を含む)	指定学科卒業	実務経験5年以上
4. 高等専門学校	指定学科以外を卒業	実務経験7年以上
5. 高等学校	指定学科卒業	実務経験7年以上
	指定学科以外を卒業	実務経験9年以上
※その他の学歴に関しては、橋梁調査会企画部研修担当までお問い合わせ下さい。		

表-2 橋梁に関する技術的な実務経験年数が不要となる資格

1. 技術士（総合技術監理部門、建設部門）
2. 土木鋼構造診断士＜（一社）日本鋼構造協会＞
3. コンクリート診断士＜（公社）日本コンクリート工学会＞
4. コンクリート構造診断士＜（公社）プレストレストコンクリート工学会＞
5. R C C M＜（一社）建設コンサルタンツ協会＞ ※部門を問わず
6. 特別上級、上級、一級土木技術者＜（公社）土木学会＞（鋼構造又はコンクリート構造の専門分野）
7. 一級土木施工管理技士

注) 指定学科とは、土木工学、農業土木学、鉱山土木学、都市工学、衛生工学、交通工学又は緑地・造園学に関する学科をいいます。土木工学の基本科目である構造力学、構造工学、橋梁工学等を履修していることが必要です。

7. 定員

180名

8. 受講料

60,500円/名（消費税込み）

なお、当調査会の賛助会員につきましては、各研修会につき所属する社員1名の受講料を42,350円（消費税込み）とします。優待券は各賛助会員の連絡先にお送りしています。連絡先の確認が必要な場合は、研修担当までお問い合わせ下さい。

9. 筆記試験

最終日に現地実習問題、基本知識問題の試験を行います。

基本知識問題の試験は、以下のカテゴリーから出題します。

- ① 道路橋の維持管理の心構え
- ② 道路橋の維持管理に関する法令
- ③ 橋梁定期点検の考え方
- ④ 橋梁の基本構造
- ⑤ 橋梁の損傷
- ⑥ 点検の安全管理
- ⑦ 橋梁の設計施工
- ⑧ 計測機器・非破壊試験機器

10. 修了証（試験結果）

研修会終了の約2ヶ月後を目処に、全講義を受講し（遅刻、早退は原則として認めません）、かつ筆記試験に合格された方には「道路橋点検士技術研修修了証」を交付し、不合格の方には「不合格通知」を送付します。

筆記試験の合否判定は当調査会の定める判定基準に基づいて行いますが、その内容についてはお答えできませんので、あらかじめご承知下さい。

11. 道路橋点検士及び道路橋点検士補

「道路橋点検士」に登録・申請するには、上記「道路橋点検士技術研修修了証」を所持し、かつ、所定の業務経歴として、平成16年度以降における既設道路橋の定期点検・診断に関する1年以上の業務経歴（道路管理者においては、平成16年度以降における定期点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する2年以上の業務経歴）が必要となります。

また、道路橋の点検・診断等に関する所定の業務経歴がない方は、道路橋点検士補に登録・申請することができます。

申請方法は、当調査会ホームページの「道路橋点検士登録申込」「道路橋点検士補登録申込」欄をご覧ください。

II. 応募

1. 応募方法

- (1) 応募受付日時 3月14日(火)9:00~11:00の2時間。
- (2) 応募者が定員を超えた場合は抽選で受講可能者を決定します。
受講の可否については、3月20日(月)頃に、Eメールで通知します。
- (3) 受講可能の通知を受けた方は、当調査会のホームページから「業務経歴証明書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、**申込者及び証明者の両者が押印して**、研修担当まで郵送して下さい。

また、下記①②を**業務経歴証明書と合わせて**研修担当まで郵送して下さい。

- ①「受講票」に貼付する顔写真1枚
(サイズ横25mm×縦30mm、カラー写真が望ましい、裏にフルネームを記入のこと)
- ②「修了証」送付用の返信用封筒
(サイズ12cm×23.5cm(定型封筒)**送り先を記入、84円切手貼付**)

【提出期限：3月29日(水)17:00までに当調査会必着】

「業務経歴証明書」の提出が提出期限よりも遅くなった場合、又は、押印忘れや記入漏れがあった場合は、研修会の受講ができませんので、ご注意下さい。

2. 受講資格の確認

提出いただいた「業務経歴証明書」にて、**受講資格**(橋梁に関する技術的な実務経験年数：前項I.研修会の概要 6.受講資格を参照)を確認させていただきます。

提出いただいた**業務経歴証明書は返却致しませんのでご了承下さい。**

III. 受講の手続き

1. 受講案内書と請求書

受講資格の確認ができた方には、4月3日(月)頃、「受講案内書」及び「請求書」をEメールで送付します。

2. 受講料の納付

- (1) 受講料を4月21日(金)までに、当調査会の指定銀行口座へお振込み下さい。期日までの入金を確認できなかった場合は、研修会の受講ができません。また、当調査会からのEメールが届く前に受講料を振り込まないようにお願いします。詳細は、Eメールで送付する「受講案内書」及び「請求書」をご覧ください。
なお、道路管理者の方には研修会受講後に請求書を郵送します。(納付期限6月23日(金))
- (2) 入金後のキャンセルについては、5月8日(月)17時00分までに連絡いただいた場合のみ、受講料を返却します。(振込手数料は申込者の負担となります。)
- (3) 入金後、新型コロナウイルス感染症の影響等により研修会が中止になった場合、受講料は返却します。(振込手数料は調査会が負担します。)

3. ご注意

- (1) **受講者の変更はできません。**
- (2) 研修2日目の現地実習会場への交通費(浅草～谷塚)が別途必要です。
- (3) 宿泊、昼食は各自でご用意下さい。

IV. 新型コロナウイルス感染症対策（今後の状況により変更することがあります。）

1. 感染症のうたがいのある方の受講について

以下のいずれかに該当する方は、他の受講者等への感染のおそれがあるため、受講できません。

- ①新型コロナウイルス感染症に感染し療養期間が終了していない方
- ②感染症陽性者との濃厚接触者となり自宅待機期間が終了していない方
- ③発熱等の風邪の症状、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害、頭痛、息苦しさ等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある方

2. 受講当日の検温等について

- ①体調確認のため、受講者は「新型コロナウイルス感染症に関する確認書」（別紙）を、あらかじめ記載し、受付時に提出してください。確認事項のいずれかに該当する場合は、受講を取りやめていただきます。
- ②受講期間中は毎朝、調査会による検温を実施します。検温において、37.5度以上の発熱がある場合は、受講を取りやめていただきます。
- ③検温において、37.5度までの発熱はないものの、風邪の症状、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害、頭痛、息苦しさ等の症状が出た受講者は、その旨を必ず調査会担当者等に申し出て下さい。
- ④受講期間中に、発熱や咳などの風邪の症状、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等の症状により体調が悪くなった受講者については、受講を取りやめていただく場合があります。

3. 密集に関する対応について

受講受付時、トイレ利用時など、行列が発生する際は、フロアマーカ―や調査会担当者等の指示に従い、適切な人との間隔を確保して下さい。

4. 密接場面に関する対応について

咳等の症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、常に着用してください。マスクは品質の確かな、できれば不織布のものを、鼻からあご下まで、顔にすき間なくフィットさせて着用して下さい。また、休憩時間等における他者との接触、対面や大声での会話を控えて下さい。

5. 感染症対策の徹底

- ①受講期間中に、当該留意事項を守らない場合や、調査会担当者等の指示に従わない場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
- ②手洗い、手指の消毒を徹底して下さい。
- ③現地研修時に必要なヘルメットは、各自持参して下さい。

V. 注意事項

業務経歴証明書に虚偽の記載をするなどの不正があった場合は、道路橋点検士技術研修修了証を返納していただき、最長2年間、研修会の受講ができなくなります。

一般財団法人 橋梁調査会 企画部 研修担当

〒112-0013

東京都文京区音羽2-10-2 日本生命音羽ビル8F

TEL 03-5940-7746（直通）

FAX 03-5940-8099

（お問い合わせは平日の10:00～12:00、13:00～17:00まで）

2023 年度道路橋点検士技術研修会の受講にあたり、下記確認書にお答え下さい。

新型コロナウイルス感染症に関する確認書

1. 新型コロナウイルス感染症に感染し療養期間が終了していない者に該当しますか。
はい いいえ
2. 感染症陽性者との濃厚接触者となり、自宅待機期間が終了していない者に該当しますか。
はい いいえ
3. 本日、咳・咽頭痛等の風邪の症状、味覚障害等、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がありますか。
はい いいえ

受講期間中に、発熱や咳などの風邪の症状、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等の症状により体調が悪くなった場合、橋梁調査会から受講をとりやめる要請があれば、受講を取りやめることに同意します。

年 月 日

氏 名